

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和6年12月10日

会議の名称	臨時庁議
開催日時	令和6年12月10日（火）9時～9時15分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 教育政策部長 今野美香 （計14人）
欠席者職氏名	選挙管理委員会事務局長 榎本章一
説明員職氏名	【付議】 1 総合行政部長 村山修 2 総合行政部長 村山修 3 総務部長 豊島俊二 4 上下水道部長 山崎仁 【報告】 1 総合行政部長 村山修 2 総務部長 豊島俊二
議 題	【付議】 1 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について 2 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について 3 令和6年度志木市一般会計補正予算について

	4 志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 【報告】 1 令和6年志木市議会12月定例会提出議案等（追加）について 2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について
結 果	【付議】 1～4 了承 【報告】 1、2 了解
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会 議 内 容 の 記 録 （ 経 過 、 結 果 等 ）	
開会 総合行政部長が開会を告げる。 【付議】 1 志木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について ○概要説明：総合行政部長 令和6年8月8日の人事院勧告を勘案し決定した「令和6年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。 【概要】 志木市職員の給与に関する条例 (1) 給料の改定 平均3.0%増（R6.4.1適用） 初任給に加え、若年層が在職する号給に重点を置き、ここから改定率を逡減させる形で引上げ改定。 (2) 給料制度の改正（R7.4.1適用） 3級以上の初号の給料月額を引き上げ、若手・中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリットの拡大を図る。 (3) 期末勤勉手当の改定 4.50月分→4.60月分（R6.12.1適用） 3級の役職加算を廃止（R7.4.1適用）	

- (4) 通勤手当の改正 (R7. 4. 1 適用)
- (5) 扶養手当の改正 (R7. 4. 1 適用)
- (6) 管理職員特別勤務手当の改正 (R7. 4. 1 適用)
- (7) 定年前再任用短時間勤務職員への支給手当の拡大 (R7. 4. 1 適用)

志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

- (1) 給料の改定 平均 3.0%増 (R6. 4. 1 適用)

志木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 暫定再任用職員への支給手当の拡大 (R7. 4. 1 適用)

2 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総合行政部長

一般職の給与改定を踏まえて、議員及び特別職の改正を行うものである。

【概要】

志木市特別職員の給与に関する条例

- (1) 期末手当の改定 4.40 月分→4.50 月分

志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

- (2) 期末手当の改定 4.40 月分→4.50 月分

施行日

令和 7 年 4 月 1 日

3 令和 6 年度志木市一般会計補正予算について

○概要説明：総務部長

既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたため次の補正予算を調製するものです。

補正予算の内容（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第 7 号）	31,944,109	326,665	→ 32,270,774

※ 人事院勧告による給与改定に伴う人件費の整理や住民税非課税世帯に対する臨時特別給費金事業に要する経費を追加するとともに、新田治水広場の原状回復にかかる経費の債務負担行為を設定するもの。

4 志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：上下水道部長

「令和6年度志木市給与改定基本方針」に基づき、「志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部を改正するものである。

【概要】

志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

※志木市職員の給与に関する条例に包括されない手当の項目を改正する。

① 管理職員特別勤務手当（第4条の2）

支給対象時間の拡大

② 扶養手当（第5条）

配偶者に係る扶養手当の廃止

③ 定年前再任用短時間勤務職員等への支給手当の拡大（第18条）

住居手当の支給開始

なお、適用は令和7年4月1日とする。

【報告】

1 令和6年志木市議会12月定例会提出議案等（追加）について

○概要説明：総合行政部長

議案 4件

条例 3件

補正予算 1件

報告 1件

2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について

○概要説明：総務部長

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

【事故の概要】

(1) 事件名自動車事故に係る損害賠償請求事件

(2) 事故発生日時 令和6年9月12日 午前10時00分頃

(3) 事故発生場所 志木市本町1丁目3番1号 志木消防署地内

(4) 損害賠償額金 110,440円

(うち保険補填額金 110,440円 責任割合 100パーセント)

上記金額の内訳

車両修理費金 110,440円

(5) 専決処分日 令和6年12月5日

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。